

# 下野市 の下水道



下野市建設水道部下水道課

# — はじめに —

市では、快適な生活環境づくりをめざして、昭和57年度から計画的に公共下水道の整備を進めております。

下水道の建設には、多額の費用と年月を必要としますが、これからも一日も早く多くの皆さんが下水道の使用ができるよう、より一層整備区域の拡充を図り事業を促進してまいります。

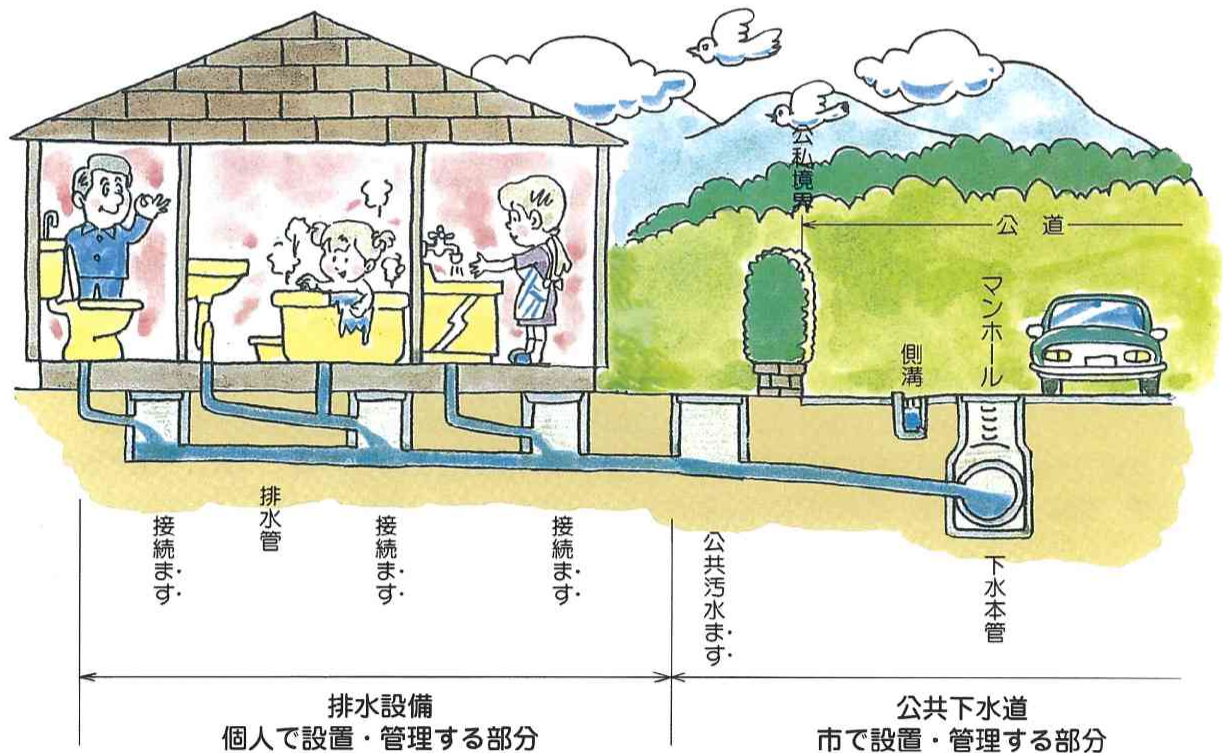
このパンフレットは、下水道を供用開始する地域の皆さんに、下水道の受益者負担金(分担金)制度及び使用料やトイレの水洗化工事に伴う排水設備工事の内容などについてまとめたものです。

下水道事業の円滑な実施と生活環境の改善のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



## 下水道で快適な生活

### □下水道のしくみ(分流式)\*



私たちが生活のために使った汚水(台所、風呂、洗たく、水洗便所)や事務所、工場などからの汚水は、公共下水道(市管理)へ流れ、さらに流域下水道(栃木県管理)に流れて、上三川町にあります栃木県央浄化センターで処理され、きれいな水となって田川に放流されています。

\*分流式(下水道)は、汚水用管路と雨水用管路の2つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。これに対し、汚水を雨水と一緒に下水処理場へ送る合流式(下水道)があります。





# 受益者負担金(分担金)制度

## □受益者負担金(分担金)とは？

住みよい環境づくりを進める下水道施設の整備は、単に下水管を布設するだけでなく終末処理場や、ポンプ場も同時に建設していかなければなりません。そのためには、巨額の建設費を必要とします。

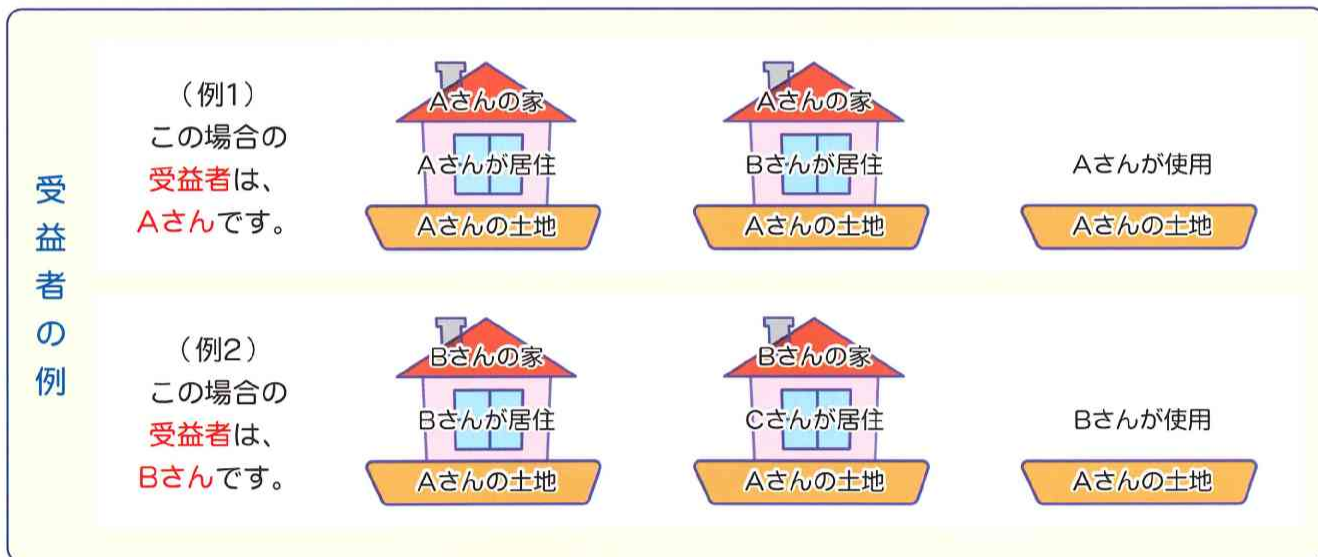
下水道が整備されると、汚水の排除ができるだけでなく、周辺的生活環境も改善されます。下水道事業は、主に国や市などの公費（税金など）によって行われていますが、下水道の利益を受けるのは、下水道が整備された地域の人々に限られます。このため、下水道の建設費を公費で全部まかなうことは、下水道を利用できない地域の人々にまで負担をかけることになり、不公平なことになります。

そこで、下水道が整備される区域の方々に下水道建設費の一部を負担していただくこととなります。これが、受益者負担金（市街化区域）、受益者分担金（市街化調整区域）制度です。

受益者の方には、排水設備接続の有無にかかわらず、受益者負担金（分担金）をご負担いただくこととなります。

## □受益者とは？

下水道が整備される区域内にある土地所有者が受益者となります。ただし、その土地に地上権、質権、使用貸借、賃貸借などの権利がある場合には、その土地の権利者が受益者となります。



## □負担金(分担金)金額

区分(区域)	事業	負担区	単位負担金額
負担金(市街化区域)	公共下水道事業	国分寺負担区・石橋負担区・仁良川負担区	300円/㎡につき
		石橋市街化調整区域負担区	400,000円/1件につき
分担金(市街化調整区域)	特定環境保全公共下水道事業	石橋南部負担区・石橋北部負担区	365,000円/1件につき
		国分寺負担区	545,000円/1件につき
		南河内負担区	380,000円/1件につき
		関根井、笹原、祇園原負担区・下原負担区	365,000円/1件につき

# 受益者負担金(分担金)制度

## 納付方法

供用開始後、5年間に分割(年4回払、計20回)して納めていただきます。ただし、一括納付もできます。その場合、納期前に限り、下記の計算例により前納報奨金が交付されます。

※納期限 7月、9月、11月、1月末(年4回)

## 負担金算定方法

たとえば、70坪(231.40㎡)の土地の場合は、次のとおりになります。

$$\begin{array}{l} \text{土地の面積} \quad \text{負担金} \\ 231.40\text{㎡} \times 300\text{円} \quad = \quad \underline{69,420\text{円}} \quad (\text{10円未満切捨て}) \end{array}$$

## 全額を納期前に納付した場合

(一括納付報奨金の計算方法)

$$69,420\text{円} \div 20\text{回} \quad = \quad 3,400\text{円} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

$$\begin{array}{l} \text{納期前の負担金額} \quad \times \quad \text{別表による報奨率}(\%) \quad = \quad \text{一括納付報奨金} \\ 3,400\text{円} \times 19\text{回}(\text{納期前の期数}) \times 10\% \quad = \quad \underline{6,460\text{円}} \quad (\text{10円未満切捨て}) \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{納付金額} \quad - \quad \text{一括納付報奨金} \\ 69,420\text{円} \quad - \quad 6,460\text{円} \quad = \quad \underline{62,960\text{円}} \end{array}$$

## □一括納付報奨金

受益者負担金は分割納付によらないで、まとめ納付することもできます。この場合には、前納報奨金が交付されます。

## 〈納期前(一括)納付報奨金交付率表〉

納期前に納付した 納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金交付率(%)	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0

## 受益者負担金(分担金)制度

### □負担金(分担金)の減免及び徴収猶予

受益者負担金(分担金)は、土地の状況などにより、受益者からの申請で負担金(分担金)を減免又は猶予することができます。

#### (負担金(分担金)の徴収猶予基準)

対 象	猶 予 期 間	猶予の額	摘 要
田、畑、山林に係る受益者 (宅地雑種地の一部として認められるものを除く)	5年以内を限度として宅地として 使用できるまでの期間	全 額	
係争地に係る受益地	受益者の決定(判定)までの期間	全 額	
その他市長が特に徴収猶予することがやむを得ないと認められる受益者	市長が認定する期間	全 額	
災害、盗難等により、負担金(分担金)を納付することが困難であると認められる受益者	市長が認定する期間	全 額	公の証明が 得られるもの
受益者又は、受益者と生計を一にする親族が 病気又は負傷により長期療養を必要とするとき	市長が認定する期間	全 額	

#### (負担金(分担金)の減免基準)

対 象	おもな内容	減ずる割合(%)		
国又は地方公共団体が公用に供し、 又は供することを予定している土地	学校用地	小学校・中学校・高等学校	75	
	社会福祉施設用地	保育所	75	
	社会教育・体育運動施設用地	文化会館・公民館・図書館	75	
	遺跡・史跡・文化財保存用地		100	
	一般庁舎用地	一般庁舎	50	
	公営住宅用地		25	
	有料の職員宿舍用地		25	
国又は地方公共団体がその企業の 用に供している土地	企業用財産となっている土地	上水道事業	25	
国又は地方公共団体が公共の用に 供することを予定している土地		道路・河川・水路・公園	100	
生活保護法による生活扶助を受けている者			100	
下水道事業のため土地、物件、又は金 銭を提供した者			提供された土地等 に対する評価の範囲内	
その他状況により特に負担金(分担金)を 減免する必要があると認められる土地	私立学校敷地	幼稚園・学校	75	
	社会福祉施設敷地	厚生施設・老人ホーム等	75	
	境内地		50	
	墓地等	墓地	100	
	消防施設敷地		100	
	鉄道用地	軌道用地		25
		踏切及び駅前広場		100
		駅舎・プラットホーム		25
	町内会等施設用地	公民館・集会場	100	
	公道に準ずる私道	公共性のある私道	100	
その他市長が特に減免する 必要があると認めた土地			市 長 が 認定する率	





# 排水設備

## トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住いの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。

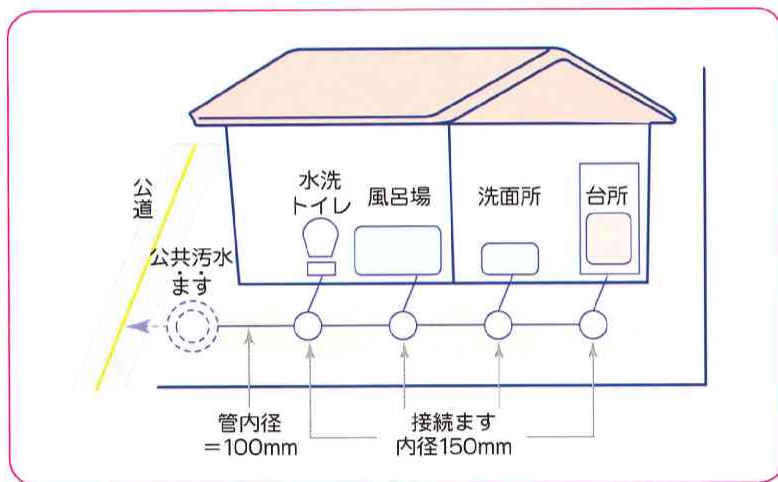


トイレの水洗化は



3年以内

（設置例）



## 排水設備は遅滞なく設置を

台所や浴室、洗たくなどの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条）

## し尿浄化槽は廃止しましょう

し尿浄化槽は汚水を直接公共下水道に流すものではなく、くみ取り便所と同じ扱いです。そのままですと公衆衛生上も好ましくないため、し尿浄化槽は廃止して、公共下水道に接続して流すようにしてください。



# 排水設備（水洗化）工事の手続

水洗トイレへの改造工事や台所などの排水設備工事は、市の指定した「指定工事店」でなければ施工することができません。

「指定工事店」は、市の検査基準に合った設計で責任施工いたします。

また、「指定工事店」では、工事の申請等の書類の作成、届出などの手続を皆さんに代って行います。

# 排水設備(水洗化)工事の手続

## 排水設備工事の手順



## 排水設備工事の事務手続き

工事不良が原因で発生した故障は、  
施工後1年以内に限り施工者が無償で修理します。

### 1. 依頼者(申請者)は「指定工事店」に直接工事の申込みをします。

指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから便器の種類、施工方法、費用、支払い条件などを十分に打合せを行い、工事契約をします。

### 7. 依頼者(申請者)は下水道使用開始届を市下水道課に提出し、使用することができますようになります。

### 2. 「指定工事店」は工事の確認申請書を作成し、市下水道課に提出します。

書類の作成、提出は指定工事店が代行します。  
確認申請書には、依頼者(申請者)の押印が必要です。内容を良く確認してください。

### 6. 市は完了届により完了検査をします。

完了検査は計画書どおりに工事が行われたかどうかを調べるものです。  
完了検査のとき、工事の手直しをさせていただくことがあります。  
工事費の支払いをします。

### 3. 市では、申請書をもとに施工方法などが基準に合い、適正かどうかを審査します。

確認を受けたあとでなければ、工事に着手できません。

### 5. 「指定工事店」は工事終了5日以内に、工事完了届を市下水道課に提出します。

### 4. 「指定工事店」は工事に着手します。

工事はトイレ、台所、浴室などの排水口から公共ますまでの間の排水管やますを新設したり、既設のますの手直しをします。  
既設便槽内のくみ取りの依頼は指定工事店と相談し、便槽の清掃、消毒をしたあと土砂で埋めます。(浄化槽の廃止も同様ですが、土砂の埋めもどしは必要に応じて行ってください。)  
水洗トイレの便器と給水タンクを据えつけ、給水管の配管を行います。  
工事に必要な日数は一般の住宅の場合 2~3 日ぐらいです。そのうち、トイレが使用できないのは半日程度です。





# 水洗便所改造資金の融資あっせん制度

市では、処理区域内の下水道の普及を促進するため、くみ取り便所等を水洗便所へ改造するための必要な資金を融資あっせんいたします。ご希望の方は、市又は指定工事店へご相談ください。

## □融資あっせんの内容

項目	内容
対象者	1. 処理区域内の建築物の所有者又はその所有者の同意を得た占有者 2. 市税、受益者負担金、受益者分担金、下水道使用料を滞納していない者 3. 公共下水道処理開始から3年以内に改造工事を行う者 4. 確実な連帯保証人を有する者
対象工事	処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続させる工事。 ただし、これと連けいする他の汚水の汚水管、汚水ます等の新設工事を併せて施行する場合も含む。(大工手間等は含まない。)
あっせんの条件	1. 限度額…1件につき100万円。 2. 返済方法…融資を受けた翌月から50ヶ月以内で、毎月元金均等分割の返済。ただし、繰上げ返済もできる。 3. 利子…無利子(市が融資機関に支払う)。ただし、返済の遅延による利子は、借主の負担となる。
融資機関	下野市内の足利銀行、栃木銀行、宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合、足利小山信用金庫の支店等

- 融資あっせんの申し込みは、排水設備の計画確認申請の際提出してください。
- 融資あっせんが審査の結果決定したときは、「融資あっせん決定通知書」を送付しますので、融資機関で手続きを行ってください。





# 下水道使用料

皆さんの家庭や事業所から排出される汚水を下水道によってきれいな水にするためには、浄化センターの運転管理や下水道の清掃、修理など施設の維持管理にたくさんの費用を必要とします。使用料は、これらの経費の一部にあてるため、下水道を利用する方から、汚水量に応じて負担していただくものです。

## □使用料金表

(1ヶ月につき)

種別	区分	基本料金	超過料金	
			汚水量	金額 (1㎡につき)
一般用		650円	10㎡まで	50円
			10㎡を越え 30㎡まで	115円
			30㎡を越え 50㎡まで	125円
			50㎡を越え 100㎡まで	135円
			100㎡を越えるもの	145円
湯屋用		15,000円	300㎡を越えるもの	70円
臨時用				180円

使用料は、基本料金と従量料金を合計したものに、消費税が加算されます。

## □汚水量の認定

使用料を計算する基礎となる汚水量は、市の上水道の使用水量となります。ただし、上水道以外の水（井戸水）を家事用に使用している場合（上水道水と井戸水の併用を含む。）には、次の基準により汚水量を認定いたします。

### ①井戸水だけを使用している場合

1人につき1ヶ月7㎡、3人を越えた人員1人につき1ヶ月5㎡

### ②井戸水と水道水を併用して使用している場合

①で算出された使用水量と水道水の使用水量を比較して、多い方を併用の場合の使用水量とします。

●井戸水を使用している世帯は、使用人数によって水量が決まります。人数に変更があった場合は、「世帯人員変更届」が必要になりますので、下水道課までご連絡ください。



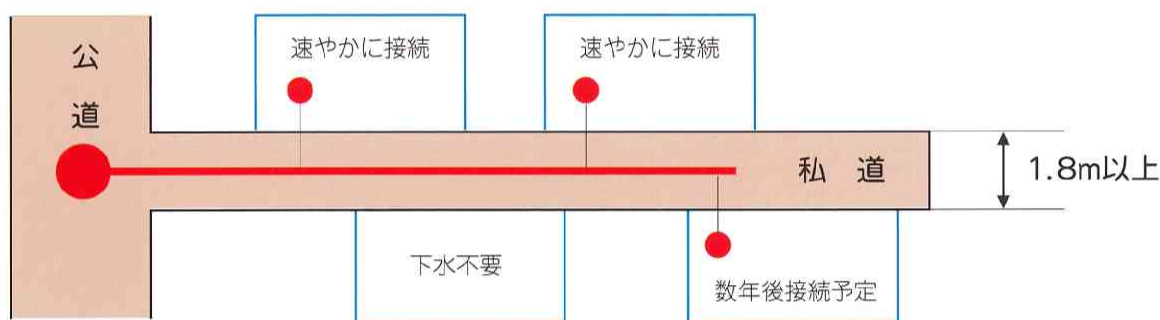
# 私道に公共下水道を設置する基準

市が公共下水道を整備するのは主に公道などですが、私道でも次の要件に該当する場合は、申請により公共下水道を設置いたします。

## □設置基準

次の①～⑤の要件をすべて満たすもの

- ①汚水を排除しようとする土地が、公共下水道が敷設されている公道に面していないこと。
- ②私道が分筆されており、幅員が1.8メートル以上であること。
- ③私道が処理区域又は近く処理区域となる区域内にあること。
- ④私道のすべての所有者が当該私道を無償で使用することを承諾していること。
- ⑤私道に設置する排水施設に汚水を排除する家屋が2戸以上あり、その3分の2以上が速やかに公共下水道に接続し水洗化することが明らかであること。



※市で下水管を布設した後は、私道の現況を変更してはいけません。  
(舗装などやむを得ず現況を変更する場合は、市に届けてください。)





# 上手に使いましょうーみんなの下水道

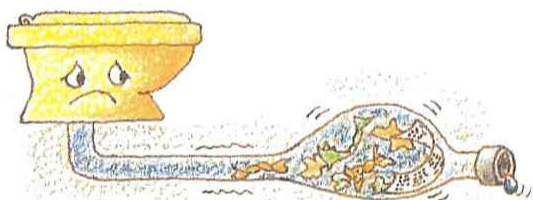
公共下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道はみんなで使う公共の財産です。下水道を使う一人ひとりがルールを守って上手に使うことを心がけましょう。

## 台所のゴミは流さない

台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油等の廃油は、排水管の詰まりの原因や終末処理場の機能を低下させます。

## 水洗トイレには溶ける紙を

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因となります。



## 洗剤の利用は無リン洗剤を

合成洗剤や中性洗剤は終末処理場の機能に支障をきたします。洗剤は無リン性のものを使うようにしましょう。

## 下水管の近くには植樹しない

下水管に樹根が侵入して詰まりや破損の原因になります。

## □水洗トイレの故障は

### ●水洗トイレが詰まって流れない！

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」で詰まりが解消できます。ひとつ備えておくようにしましょう。それでもなおらないときは、お宅の工事を行った指定工事店にご連絡ください。

### ●水洗トイレの水が止まらない！

トイレを使用したあと水が止まらなかったり、便器にいつもちょろちょろと水が流れている場合は、タンクに給水する管についている「止水せん」をドライバーで締め水をとめてください。タンク内のくさりがからんだり、はずれたり、またパッキンやフロート弁が古くなっていたらなおしましょう。修理が必要なときは、指定工事店に依頼してください。

## アルコールやガソリンを流さない

揮発性の高い危険物を流すと管の中で爆発したり、管を損傷することがあります。

## マンホールにゴミや土砂を捨てない

マンホールは下水管の点検や修理をするものですので、土砂やゴミを捨てないように。

## 油を下水に流さないで

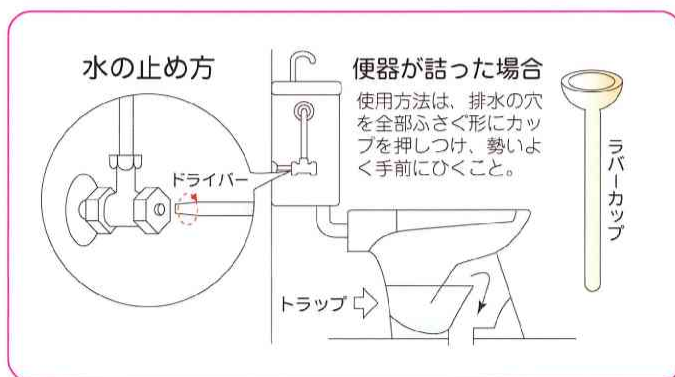
下水管に油を流すと、油が管内で固まってしまい、管詰まりや悪臭の原因になります。

残った油は使い切るか、新聞紙等で吸い取り燃えるゴミで出してください。

また、飲食店の方は、グリース阻集器を設置し、適正に管理してください。

## 宅地内排水管清掃等の訪問営業にご注意ください。

業者の訪問営業の苦情が増えております。業者が、個人宅の「ますを点検（清掃）します。」や「下水管の中が汚れているので清掃する必要があります。」と来た場合、市では業者に委託しておりませんので、役所を騙った営業には、くれぐれもご注意ください。  
不審に思われた方は、市下水道課（TEL32-8912）までご確認ください。



公共下水道に関するご相談・お問合せ先  
**下野市建設水道部下水道課**

下野市笹原26番地  
電話 0285-32-8912